

生徒心得

校訓「己ヲ磨キ 他ニ尽クサン」にあるように、知性と教養を高め、健康的で、人間性豊かな、調和のとれた人格形成ができるように、学校生活・家庭生活を通して、心身を鍛えましょう。また、集団活動を通して人間関係を形成し、勤労を尊び、社会に貢献できる心を養いましょう。

生活のきまり

1 次のことは禁止します。

- (1) 触法行為
- (2) 暴力行為
- (3) 他人の物品を無断で借用すること
- (4) I T機器の不正利用、インターネット上への不正な書き込み

2 校内生活・・・次の点に充分留意しましょう。

- (1) 学校の施設・設備を大切に扱いましょう。(破損した場合は申し出てください。)
- (2) スマートフォンの使用は朝のSHRまでとし、帰りのSHRまでは電源を切り鞆に入れておいてください。放課後は、学習に必要な場合や、家庭との連絡の必要がある場合に使用できます。
- (3) 部室の使用規定は別に定めます。
- (4) 次のことは禁止します。
 - ア 学習に必要なない物品の所持
 - イ 生徒間での物品・入場券等の売買や金銭の貸借
 - ウ スマートフォン・電動自転車等のバッテリーの充電

3 校外生活・・・次の点に充分留意しましょう。

- (1) 外出の際は、行き先、帰宅時間を保護者に伝えてから外出しましょう。外泊をするときは、必ず双方の保護者の承認を得てください。
- (2) 夜間の外出は控えましょう。
- (3) 次のことは禁止します。
 - ア 不健全な飲食店、不健全娯楽施設（青少年条例で出入りを禁止されているもの）への出入り
 - イ 深夜徘徊（県条例により、午後11時以降は補導対象となります。）
 - ウ アルバイトただし、やむを得ない事情がある場合は、担任に申し出て相談の上、次の場合には特例として認められる場合があります。

- (ア) 経済的な理由により学費、生活費に困る場合
- (イ) 公共性があり、勤労体験等の意義が認められる場合

4 服装

「基本服装」は、(男子)ブレザー・スラックス・ベスト・ワイシャツ・ネクタイ、(女子)ブレザー・スカート又はスラックス・ベスト・シャツ・リボン又はネクタイです。「夏服」は、(男子)マーク入り開襟シャツ又は長袖シャツ<マークなし>、(女子)マーク入りオーバーブラウス・赤リボンです。

- (1) 登下校時は制服を着用し、ブレザーには校章をつけます。
- (2) 制服の改造は禁止します。
- (3) 靴は革靴(短靴)又は運動靴(スニーカー)とし、ベルトは華美な物は避けてください。
- (4) 靴下は白・紺・黒(単色)、アンダーシャツ(Tシャツ)は白・ベージュ・グレー(単色・無地)を着用します。
- (5) 着用する制服の種類については、時期によって定めるものではなく、生徒自身が自らの体調に合わせて基本服装から選択します。ただし、始業式や終業式等の式典行事には正装で臨みましょう。
- (6) 夏期には、男子の長袖シャツ着用時にネクタイをしていないことを認めます。
- (7) 防寒具(コート・マフラー等)について
 - ア 期間は12月1日～3月31日を基本としますが、それ以前及び以降に関しても個人の体調に応じて適宜着用を認めます。
 - イ 色は単色(黒・紺・茶系が望ましい)とし華美な物は避けてください。部活動で使用しているウインドブレーカー類は認めます。
 - ウ ストッキング・タイツ(黒又はベージュ)の着用を認めます。

5 頭髪

- (1) 頭髪は清潔を旨とします。
- (2) パーマ、染色・脱色は禁止します。
- (3) 活動上・安全上、長い髪は、結ぶことが望ましい。髪留めは華美な物を避けてください。

通学および交通に関する注意

1 徒歩通学

交通マナーをよく守り、事故防止に努めましょう。

2 自転車通学

- (1) 自転車通学を希望する人は、所定の届出をして許可を受け、許可証（登録番号）を後輪フェンダーに貼付してください。
- (2) 自転車専門店等で定期的に整備・点検を受け、TSマーク付帯保険に加入し、「TSマーク」のステッカーを貼付してください。
- (3) 自転車保険・総合保険に加入することを推奨します。
- (4) 指定された駐輪場に施錠（二重ロックを推奨）して駐輪してください。
- (5) 道路交通法の定める危険行為など、交通法規をよく守り、事故が起こらないよう十分注意して通学しましょう。

〈禁止事項〉

ア 道路交通法違反（並進、信号無視、一時停止違反、通行区分違反（右側通行）、無灯火、整備不良車の使用、傘さし運転、スマートフォン等を操作しながらの運転、歩行者用道路徐行違反、路側帯通行違反、ヘッドホン（イヤホン）を装着した運転、二人乗り、スピードの出し過ぎ等）

イ ドロップハンドル・変形ハンドルの使用

ウ ミニサイクル（23インチ以下の自転車）・マウンテンバイク・折りたたみ自転車・スポーツ車の使用

エ 立ち乗りステップの装着

オ ステッカーのない自転車の使用

カ 上記以外で、安全上危険と思われる行為

- (6) 改正道路交通法の定めるヘルメットの着用を推奨します。

- (7) 事故がおきた場合、次のように処理してください。

ア 万一事故が発生したら、負傷などがなくても、必ず相手の氏名、車のナンバー、連絡先を確認し、家庭・学校・警察へ連絡してください。

イ 事故報告書をクラス担任へ提出してください。

3 交通上の禁止事項

- (1) 原動機付自転車・自動二輪・自動車等の免許証取得。ただし、就職内定後、免許証取得の必要が生じた場合は、規定に従い申し出てください。
- (2) 無免許運転。
- (3) 暴走族との関係や同乗。
- (4) 原動機付自転車・自動二輪の同乗。

諸届・諸願

- 1 休学願・転学願・退学願・復学願・住所変更届は、所定の様式に従い、保護者よりホームルーム担任を通じて校長に提出してください。
- 2 欠席・遅刻・忌引等の場合は、朝8時10分までに保護者から「Cラーニング」の欠席連絡に入力してください。
- 3 遅刻した場合は、登校後すぐ、職員室入口の入室許可証に記入して許可印をもらい、教室に入室します。
- 4 病気等で異装の必要な生徒は担任に申し出をし、「異装許可願」を提出して許可を受けてください。
- 5 登校後、校外への外出が必要な場合は、担任に必ず申し出て、許可を得てください。
- 6 生徒又は同居の家族が感染症にかかったときは、ただちに学校に連絡し、学校の指示を受けてください。
- 7 旅行、キャンプ、登山、スキー等に出かける場合は、所定の様式により願い出て許可を得てください。
- 8 校外の諸団体や諸会合に加入又は参加する場合は、所定の様式により願い出て許可を得てください。
- 9 調査、アンケート等をする場合は顧問の許可を得てください。

生徒による政治的活動等について

- 1 学校の教育活動(授業、自治会活動、部活動等)の場を利用した選挙運動や政治的活動については、すべて禁止します。
- 2 教育活動以外の場における学校内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限又は禁止します。
- 3 放課後や休日等に学校外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、判断して行ってください。ただし、違法、暴力的またはそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがあります。
- 4 公職選挙法により、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となります。

※選挙運動

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

※政治的活動

特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。